

令和 8 年 7 月 1 3 日

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和8年7月13日（月）

午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：高森町役場 仮設プレハブ事務所 大会議室

3、出席委員

1 番	松岡 浩吉	2 番	中川 浩志	3 番	後藤 賢治
4 番	富永 安弘	5 番	住吉 栄男	6 番	杉田 年徳
7 番	瀬井 悦老	8 番	津留 孝二	9 番	野尻 昭生
10 番	芹口 民雄	11 番	欠番	12 番	篠田 晶子
13 番	中川 和子	14 番	欠席		

4、欠席委員 14番 安藤 吉孝

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名に関する件

第2 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件

第3 同意第1号 農業委員の辞任申出に伴う農業委員会の同意について

6、農業委員会事務局職員

事務局長	津留 大輔
次長	植田 雄亮
主幹	高崎 康誌

事務局	只今から令和８年度第４回目の高森町農業委員会総会を開会いたします。 本日は委員１３名中１２名が出席をされておりますので、高森町農業委員会会議規則第６条の規定により、過半数の出席がありましたので、総会が成立したことを御報告いたします。 続きまして会長の挨拶となっております。 芹口会長よろしく願いいたします。
会長	今日はお忙しい中、集まっていただきましてありがとうございます。 梅雨が明けたと思ったら急に暑くなりなしたが、皆様も体に不調をきたさないよう、農作業を頑張っていただきたいと思います。 それでは只今より総会を始めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
事務局	会長ありがとうございました。 では議事に入ります。 会議規則第４条の規定により会長が議長となることになっておりますので、司会進行をよろしくお願いします。
議長	では、ただ今より総会を始めます。 では、「議第８号」
事務局	高森町農業委員会会議規則第１３条第２項の規定による議事録署名委員の指名に関する件。 本委員会の決定に附する。 令和８年７月１３日提出、高森町農業委員会会長 芹口 民雄。
議長	はい。では今回の署名は８番（津留 孝二）委員、９番（野尻 昭生）委員にお願いしたいと思います。 よろしく願いします。 では、「議題９号」
事務局	農地法第３条第１項の規定による許可申請に関する件。 別紙のとおり本委員会の決定に附する。 令和８年７月１３日提出、高森町農業委員会会長 芹口 民雄。
議長 ３番委員	はい、では３番（後藤 賢治）委員の御説明をお願いします。 ３番後藤です。 借受人、貸出人、土地の所在地、登記地目、登記面積はこのとおりで、親子間の使用貸借権設定となっております。 補足資料としましては、３ページから８ページまでに載せてありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局	事務局から補足いたします。 この案件は、親子間の使用貸借権設定の継続であります。 申請書、全部事項証明書などの情報から、農地法第3条の許可要件の内、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしております。 以上のことから、総合的に見まして本許可申請につきましては、許可相当であることと判断しております。 以上です。
議長	はい。何か御質問等はありませんか。 無ければ決を採りたいと思います。 賛成される方の挙手をお願いいたします。
(全委員)	(全員挙手)
議長	はい、ありがとうございました。可決いたします。 では番号2、これは私の担当地区ですので私の方から御説明いたします。 借受人、貸出人、土地の所在地、登記地目、登記面積はこのとおりでございます。 使用貸借権設定で、期間は令和8年から令和18年までとなっております。 補足資料については9ページから11ページになります。 よろしくをお願いいたします。
事務局	事務局から補足いたします。 この案件は農業経営移譲に基づく使用貸借権設定の継続であります。 申請書及び全部事項証明書などの記載の情報から、農地法第3条の許可要件の内、農作業常時従事要件、地域との調和要件などを満たしております。 以上のことから、総合的に見まして許可相当であると判断しております。 以上です。
議長	はい。何か御質問等はありませんか。 無ければ決を採りたいと思います。 賛成される方の挙手をお願いいたします。
(全委員)	(全員挙手)
議長	ありがとうございました。では可決します。 続きまして番号3です。 6番(杉田 年徳)委員に御説明をお願いいたします。

6 番委員	6 番杉田です。 借受人、貸出人、土地の所在地、登記地目、登記面積はこのとおりで、親子間の使用貸借権設定となっております。 補足資料としましては、12 ページから 14 ページまでに載せてありますので、どうぞよろしくお願いいたします。
事務局	事務局から補足いたします。 この件につきましても親子間の使用貸借権設定の継続であります。 申請書及び全部事項証明書などの記載の情報から、農地法第 3 条の許可要件の内、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしております。 以上のことから、総合的に見まして本許可申請につきましてもは許可相当であると判断しております。 以上です。
議長	はい。 何か御質問等ございませんか。 無ければ決を採りたいと思います。 賛成される方の挙手をお願いいたします。
(全委員)	(全員挙手)
議長	はい。 では可決いたします。 次に番号 4 ですが、これも私の担当地区ですので私の方から御説明いたします。 借受人、貸出人、土地の所在地等はこのとおりです。 これも使用貸借権の設定で、期間は 10 年間ということなので令和 8 年から令和 18 年までとなっております。 補足資料については、15 ～ 17 ページでございます。 よろしくお願いいたします。
事務局	事務局から補足いたします。 先程言われましたとおり、この件案件につきましても親子間の使用貸借権設定の継続でございます。 申請書及び全部事項証明書などの記載の情報から、農地法第 3 条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域との調和要件などを満たしております。 以上のことから総合的に見て、許可申請につきましてもは許可相当であると判断しております。 以上です。
議長	はい。 では御質問等はございませんか。 無ければ決を採りたいと思います。 賛成される方の挙手をお願いいたします。
(全委員)	(全員挙手)

議 長	では可決いたします。 次に番号５ですが、これも私の担当地区ですので私の方から御説明いたします。 借受人、貸出人、現況地目等はこのとおりです。 これも使用貸借権の設定で、契約期間は１０年間です。 補足資料については、１８ページ、１９ページでございます。 よろしくお願いいたします。
事 務 局	事務局から補足いたします。 この件につきましても使用貸借権設定の継続でございます。 申請書及び全部事項証明書などの記載情報から、農地法第３条の許可要件の内、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの条件を満たしております。 以上のことから総合的に見まして、本許可申請につきましては、許可相当であると判断しております。 以上です。
議 長	はい。これについて何か御質問等ございませんか。 無ければ決を採りたいと思います。 賛成される方の挙手をお願いいたします。
(全委員)	(全員挙手)
議 長	ありがとうございました。では可決いたします。 次は番号６、これは４番（富永 安弘）委員に御説明をお願いいたします。
４番委員	４番富永です。借受人、貸出人、土地の所在地、地目等はこのとおりで、使用貸借権設定の契約期間が１０年間ということになっております。 補足資料は２０ページから２４ページに載っておりますので、よろしくお願いいたします。
事 務 局	事務局から補足いたします。 この件につきましても、使用貸借権設定に基づく継続案件であります。 申請書及び全部記載事項証明書などの記載情報から、農地法第３条の許可要件の内、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。 以上のことから許可相当であると判断しております。 以上です。
議 長	はい。このことについて何か御質問等ございませんか。 無ければ決を採りたいと思いますが、賛成される方の挙手をお願いいたします。
(全委員)	(全員挙手)

議 長	ありがとうございました。 ではこれも可決いたします。 では番号 7、6 番（杉田 年徳）委員に御説明をお願いいたします。
6 番委員	借受人、貸出人、土地の所在地、地目等はこのとおりで、賃貸借権設定の契約期間が 10 年間です。 補足資料は 25 ページから 28 ページに載っておりますので、よろしくをお願いいたします。
事 務 局	事務局から補足いたします。 この案件につきましては、賃貸借権の設定であります。 申請書及び全部事項証明書などの記載内容から農地法第 3 条の許可要件の内、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。 以上のことから総合的に見まして本許可申請につきましては、許可相当であると判断しております。 以上です。
議 長	はい。何か御質問はございませんか。
2 番委員	2 番（中川 浩志）委員です。 これも継続案件ですか。
事 務 局	はい。 継続案件です。
議 長	他に何かございませんか。 無ければ決を採りたいと思います。 このことについて賛成される方の挙手をお願いいたします。
(全委員)	(全員挙手)
議 長	ありがとうございました。 では可決いたします。 次は番号 8 ですね、これは 1 番（松岡 浩吉）委員に御説明をお願いいたします。
1 番委員	1 番松岡です。 番号 8 番、農地の情報はこのとおりです。 売買による所有権の移転で、畑として耕作する理由で申請されております。 補足資料は、29～30 ページです。 よろしく願いします。
事 務 局	事務局から補足いたします。 この案件は、これまでの賃貸借契約期間が切れたことに伴い、所有者が第三者に農地を売却することとしたものです。 申請者は南阿蘇村で農業を兼業しており、畑として耕作することであり、申請書及び全部事項証明書などの記載情報から、農地法 3 条の許可要件である農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。

以上のことから総合的に見まして本許可申請につきましては、許可相当であると判断しております。

事務局からは以上です。

議 長 はい。 では何か御質問はございませんか。

無ければ決を採りたいと思いますが、8番について賛成される方の挙手をお願いいたします。

(全委員) (全員挙手)

議 長 ありがとうございます。 では可決いたします。

では追加案件がありますので、協議したいと思います。

では、「同意第1号」

事 務 局 農業委員の辞任申出に伴う農業委員会の同意について。

別紙のとおり本委員会の同意を求める。

令和8年7月13日提出、高森町農業委員会会長 芹口 民雄。

議 長 はい。 ではご説明をお願いいたします。

事 務 局 この件につきまして事務局から説明させていただきます。

当該委員につきましては、令和7年4月より農業委員に任命されておりましたが、別紙資料に記載の理由により、令和8年7月9日付けにて辞任届の提出があり、これを受けまして急遽でしたが追加にて議案を提出することになりました。

農業委員会等に関する法律第13条の規定では、委員は正当な理由があるときは、市町村長及び農業委員の同意を得て辞任することができることとされていますことから、農業委員の皆様の同意を頂きたいと考えております。

以上です。

議 長 委員を辞任されるということでございます。

何かご質問はありますか。

8番委員 8番(津留 孝二)委員です。

農協団体の代表が辞めるのはちょっと不安だと考えておりますが、今後はどのようにされるのですか。

事 務 局 8番(津留 孝二)委員のご質問にお答えします。

今回委員が辞任をされるということで、今後につきましては新委員を回覧等にて公募を行います。

現在、農業委員の定員が14名のところ13名で運営をしておりましたが、また1名減るということで2名欠員になりますので、制度上認められないということなので、まず公募を行い応募された者を今後審議することになります。

推薦については特段ございませんが、同団体の方に働きかけを行って、スムーズに委員の任命ができるように考えております。

	以上です。
議 長	今ご説明があったように、今後いろんな審議等を行うことでございます。
	応募が上がってくるかは分かりませんが、一応公募を行うということによろしいですか。
事 務 局	はい。 そうです。
議 長	はい。 他に御質問はございませんか。
	無ければ決を採りたいと思いますので、同意される方は挙手をお願いいたします。
(全委員)	(全員挙手)
議 長	それでは同意とういことで、事務局にて手続きをお願いしたいと思います。
	今回の議案については、以上でございます。
	以上をもちまして総会を終了します。